

## 第三級海上特殊無線技士試験問題

法規 20問  
無線工学 10問 } 30問 1時間

### 法 規

(注) 次の各問題の記述について、正誤のいずれかを選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

- 1 漁船に無線電話の船舶局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 船舶局の免許の有効期間は、すべて無期限である。
- 3 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等は、電波の質という。
- 4 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の無線電話の国際通信のための通信操作を行うことができる。
- 5 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 6 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 7 船舶局は、遭難通信を行う場合でも、他の無線局にその運用を妨げるような混信を与えてはならない。
- 8 無線通信を行うときは、自局の識別信号（呼出符号、呼出名称等をいう。）を付してその出所を明らかにしなければならない。
- 9 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- 10 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、海岸局から使用周波数を変更するよう指示を受けたとき、その指示に従わなければならない。
- 11 船舶局が無線電話により試験電波を発射する場合において、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信は10秒を超えてはならない。
- 12 27,524kHzの周波数の電波は、遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に使用することができる。
- 13 船舶局は、自局の付近にある船舶の遭難通報を受信した場合は、これに応答する前に救助作業に向かう旨を最寄りの海岸局に送信しなければならない。
- 14 船舶局が行う遭難呼出しは、特定の無線局にあててはならない。
- 15 船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位で緊急通信を取り扱わなければならない。
- 16 漁船の船舶局（漁業の指導監督用のものを除く。）と漁業用海岸局（漁業の指導監督用のものを除く。）との間において行う漁業に関する無線通信は、漁業通信ではない。

- 17 船舶局は、「パン パン」又は「緊急」の信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少なくとも1分間継続してその通信を受信しなければならない。
- 18 免許人は、その船舶局が遭難通信を行ったときは、総務大臣に報告しなければならない。
- 19 船舶局が総務大臣から電波の質が総務省令で定めるものに適合していないため、電波の発射の停止を命じられたときは、免許人は、その電波の質が総務省令に適合するよう措置すれば直ちに使用することができる。
- 20 漁船の船舶局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、免許人の事務所に掲げておかなければならない。